

ノルウェーの二〇〇三年税制委員会報告

野村 容 康

ノルウェーは一九九二年の抜本的税制改革以

来、勤労所得と資本所得を分離課税するいわゆる

「二元的所得税」を採用し続けている。ノル

ウェーにおける二元的所得税制の基本的特徴は、

勤労所得に対する最低税率を個人段階の資本所得

税率および法人税率と等しく設定しているに止ま

らず、課税の中立性を最大限維持するために法人

源泉所得（配当とキャピタル・ゲイン）に対する

二重課税を徹底して排除していることである。こ

れらの点から、ノルウェーは、北欧諸国の中でも

最も完全な二元的所得税を有していると国際的に

も高く評価されている。

しかし、今日二元的所得税の導入からおよそ一

〇年が経過するなかで、この間、幾度か部分的な

変更も加えられ、単に中立性の観点からもいくつ

かの無視できない問題が顕在化している。そうし

た状況を受けて、ノルウェー政府は、改めて一九

九二年改正の原則（広い課税ベースと低い税率）

に沿って現行税制を見直すために、二〇〇二年一

月に Arne Skauge 氏（金融業協会会長、前財務

大臣）を座長とする税制委員会を設置した。同委

員会に課せられた課題は、現行税制を包括的に評

価し、それに基づき具体的な税制改正案を提言することであった。そして一年におよぶ検討が重ねられたすえ、本年二月に正式な報告書（NOU（二〇〇三）、以下 Skauge 報告）が公表されている。そこで、本稿は今回の Skauge 報告において、現実の二元的所得税制の下でいったい何が問題視され、それらに対してどのような改革案が提示されたのか、とりわけ小規模法人企業課税の問題に関連して提案された新たな「シェアホルダー・モデル」と呼ばれる制度を中心に、その概要を紹介することにしたい。

一、ノルウェー二元的所得税と

その評価

(1) ノルウェーの二元的所得税制

はじめに述べたようにノルウェーの二元的所得

税制では、法人所得を含む資本所得全体に低率の比例税率（二八％）が適用される一方で、勤労所得については、この税率に等しい基本税率が課されたうえで、一定限度を超える高額の勤労所得部分に対して付加的な累進税率（二段階で当初の最高税率は四八・八％）がかかる。また、個人段階での配当所得についてはインピュテーション方式（法人税込みの受け取り配当に所得税を課した後、算出された所得税額から配当に含まれる法人税額を控除する方法）、株式のキャピタル・ゲインについては RISK 方式（法人の課税後留保利潤に応じて個人の課税キャピタル・ゲインを調整する方法）がそれぞれ適用され、法人税との二重課税がほぼ完全に排除される¹¹⁾。さらに、そうした低率の法人課税を可能にするため、改革前に存在した各種特別措置を可能な限り廃止または縮小したことで、非常に広い課税ベースがとられている点も

ノルウェー所得税制の際立つた特長と言える。

しかしながら、二元的所得税の執行に際しては、必然的に自営業者や小規模法人企業の所得も、勤労所得と資本所得に分離して課税しなければならぬという厄介な問題がともなう。そうした事業所得は、生産要素としての労働と資本を組み合わせることで経済活動を行った成果だと考えられるからである。この問題に対し、ノルウェーはいわゆる「スプリット・モデル (split model)」の導入により対応している。そのおおよその仕組みは以下のとおりである。まず企業が保有する資本ストック (税務会計に記載される事業資産額) に帰属収益率 (およそ一〇%で毎年、国債利率を参考) に議会の決定により改定される) を掛けて帰属資本所得を算出した後、事業所得全体から算出された資本所得を控除することで帰属勤労所得が求められる。そして前者には個人資本所得税率に等

しい二八%が適用され、後者には給与所得と同様に三段階の累進税率が課せられる。ただし、自営業者がほぼ自動的にスプリット・モデルの対象となるのに対し、法人企業経営者については、基本的に自社株式の保有比率が $\frac{2}{3}$ 以上の者が「能動的オーナー (active owner)」と判定され、この制度の適用を受けることになっている。

(2) 現行税制の評価

では、このような二元的所得税の実態とその導入後の経済効果について Skauge 報告はどのような評価をしたのだろうか。²⁾

① 利点

報告は、まず二元的所得税の最大のメリットとして、中立的な資本所得課税の実現を通じて国内の資本効率が大幅に改善された点を高く評価する。

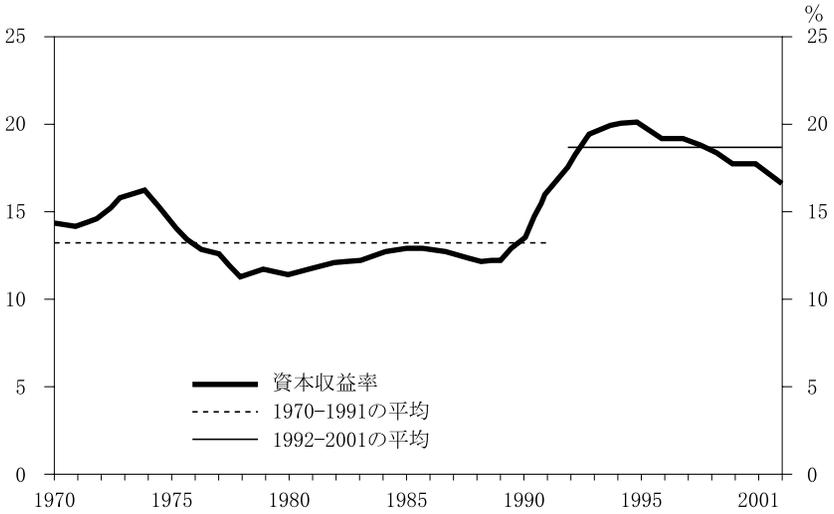
一九九二年の二元的所得税導入以降、法人部門において、異なる資金調達方法（新株発行、内部留保、借入れ）並びに異なる実物投資決定（機械設備、不動産、在庫投資等）に関する中立性が高まったことから、法人の自己資本比率、投資収益率が改善し、法人分配（配当支払い）も著しく増加したという（例えば、図表1と図表2を参照）。また、個人部門においても、資本所得税率の引き下げにより借入れ利子（特に住宅ローン利子）控除の利益が激減したことなどから八〇年代に比べて家計貯蓄率は確実に上昇している（図表3）。もちろん、こうした経済指標の改善の多くは景気循環的要因によって説明されると考えられるが、報告は、たとえそうした影響を考慮しても、九二年の税制改革がノルウェー経済の資本効率改善に少なからず貢献したことはほとんど疑いないとして、この面での二元的所得税の効果を積

極的に評価している。

② 問題点

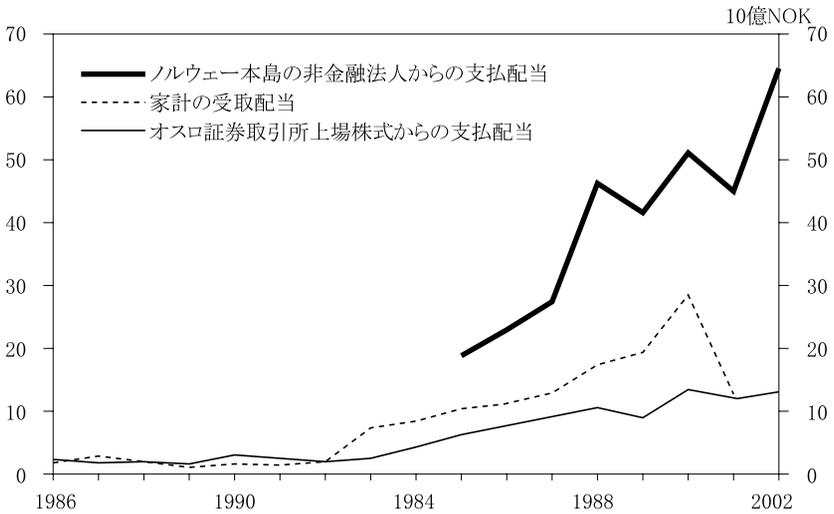
これに対して、Skauge 報告が現行の二元的所得税制に内在する問題点として指摘するのがとりわけ以下の二点である。一つは、住宅への低率課税が大きな歪みをもたらしていることである。ノルウェーでは予てより個人の純資産額を課税対象とする経常的な「純資産税」が採用されているが、住宅の課税評価額の低さ（時価の1/4程度）により、本来保有資産額が等しい納税者の間でも税負担が異なるという水平的不公平が生じているという。同時に、所得税の対象となる帰属家賃^③についても、この純資産税における住宅評価額が転用されることに加え、その二・五%と市場利子率の半分程度の帰属収益率で算定されることから、課税上非常に有利な扱いを受けている。報告は、こうした住宅という移動性の低い資本に対す

図表1 資本収益率



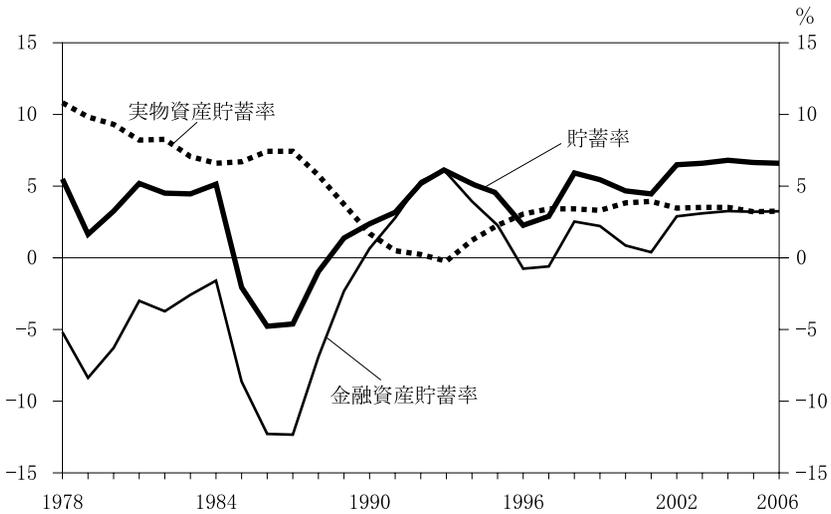
(出所) NOU (2003), p.64.

図表2 受取配当と支払配当



(出所) NOU (2003), p.65.

図表3 家計貯蓄率

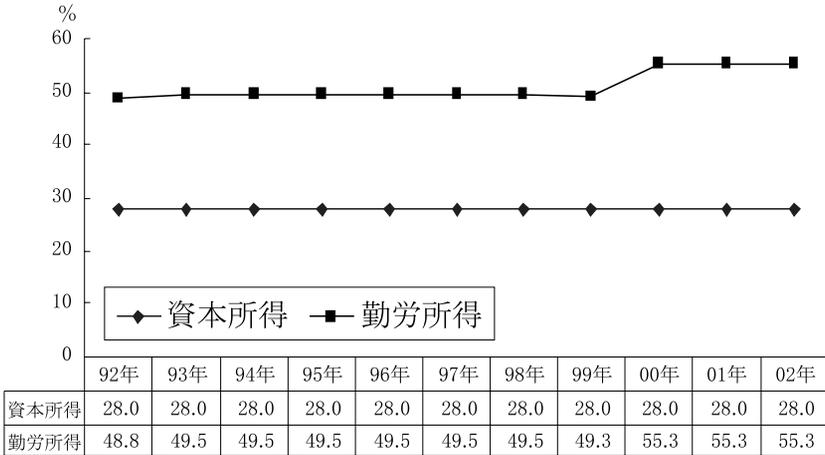


(出所) NOU (2003), p.63.

る優遇は、効率性の観点からも決して看過できないとしている。

もう一つの問題点は、法人企業の能動的オーナーを対象とするスプリット・モデルの機能が著しく低下していることである。例えば、スプリット・モデルが適用される法人の割合は、一九九二年の五五％から二〇〇〇年には三二％に低下したという。これは、企業経営者の多くが株主を増やすことによつてスプリット・モデルの適用を回避する（持株比率 $\frac{2}{3}$ のルールを免れる）傾向にあることを示している。また、九〇年代後半に、このモデルの適用を受ける能動的オーナーの約八割がその査定勤労所得がマイナスになったともいう。この事実は、スプリット・モデルに従つて算定された資本所得（＝資本ストック×帰属収益率）が現実の事業所得を上回っていたことを意味しており、これによりこの制度の根本的な税収調

図表4 資本所得と勤労所得の税率格差



(注) 資本所得は正確には「通常所得」で、賃金・給与も合わせて、この基本税率で課税される。また、勤労所得税率は最高限界税率で、雇用者の社会保障拠出を除いている。仮に、これを含めると、例えば2002年の最高税率は64.7%になる。

達能力すら疑問視されるようになったのである。

このような法人企業を対象とするスプリット・モデルの機能低下について、報告は以下の制度的要因が大きいと指摘する。第一に、勤労所得と資本所得の税率格差が拡大したために、前者から後者への所得転換の誘因が九二年の改革直後に比べていつそう高まっていることである。例えば、図表4に示されるように、二〇〇〇年における付加税（一九・五％）の新設は、両者の税率格差をそれまでの二一％程度から二七％超まで増大させている。第二に、スプリット・モデルの導入以降、今日までその適用ルールが頻繁に改定されてきたが、その多くが能動的オーナーの規定を回避しやすくする方向で変更が加えられたことである。とりわけ一九九五年には「三〇〇時間ルール」が導入され、たとえ自社の株式保有比率が2/3以上でも、年間三〇〇時間未満しか当該事業に従事し

なかった者は、能動的オーナーと認定されず、スプリット・モデルの対象外となっている。

1' Skauge 報告による改革案

(1) 改革案の要点

以上のような基本的な現行税制に対する分析・評価にもとづき、同委員会は全体としておよそ一〇〇億NOKの減税を主張している。二〇〇一年の租税収入が六、六〇〇億NOK(約一〇兆円)であったことから、減税案は税収全体の一・五％程度の規模となる。その具体的な提案は図表5の通りである。

①については、ノルウェーのような小国開放経済の下での法人税率の引き上げは困難であること、また資本所得間の中立性を確保するには、資本所得税率＝法人税率の要件が不可欠であるとの

政策的判断に基づいている。②は、言うまでもなく前述の住宅課税の問題への対応策である。つまり、長期的には、非効率で執行コストも大きな純資産税を廃止する代わり、帰属家賃算定上の住宅の評価額を引き上げて、帰属家賃に対する課税を強化するという案である。ただし、帰属家賃への増税は政治的に困難であると予想されることから、その代替として全国統一的な地方不動産税⁴⁾ないし国税レベルの不動産税の導入が望ましいとしている。

③④は先の二番目の問題点と密接に関連している。すなわち、それらは小規模企業による所得転換を通じた租税回避の報酬を削減するために、勤労所得の最高税率を引き下げて資本所得との税率差を縮小させること、また同様に、機能不全となった法人企業に対するスプリット・モデルの廃止とそれに代わる新たなシェアホルダー・モデ

図表 5 Skauge 報告による改革案の骨子

- ① 通常所得税率および法人税率は28%の現状維持
- ② 純資産税の段階的廃止と帰属家賃課税もしくは不動産税の増税
- ③ 勤労所得付加税の引き下げ、特に高い勤労所得にかかる雇用者社会保障拠出の廃止
- ④ 法人企業の能動的オーナーを対象とするスプリット・モデルを廃止し、株式所得（配当、キャピタル・ゲイン）のうち市場利子率を超える部分を通常所得して付加課税（シェアホルダー・モデルの創設）
- ⑤ 低勤労所得者に対する税負担の軽減（課税最低限の引き上げ）
- ⑥ 年金受給者に対する課税の簡素化

ル (shareholder model) の導入によって所得転換の誘因を抑制することを狙いとされている。(二)の点については後で詳細に検討する。

⑤については、勤労所得に対する最高税率の引き下げにより税負担の軽減が高所得者に偏らないように配慮したものと言える。最後に⑥は現行の高齢者と障害者に対する特別控除制度の廃止を主な内容としている。

(2) 採用されなかった改革案

このようないくつかの改革案とは別に、議論の俎上に載ったものの採用されなかった案も存在する。特に前述の小規模法人課税問題に関連して検討されたものの一つが、資本所得に対する累進課税の導入である。これは能動的オーナーによる租税回避が勤労所得と資本所得の税率格差に起因することから、両者の差異をなくして資本所得も勤

労所得と合算して総合課税するという、いわば八〇年代の総合所得税制に回帰することを含意している。しかし、先述の理由から法人税率の引き上げが不可能であるとして、仮に個人段階の資本所得税率を法人税率よりも高くすれば、①八〇年代に問題とされた法人部門内での留保利潤の凍結を促進する⁽⁵⁾、②負債利子の完全控除の下で税率格差を利用した租税裁定の誘因が高まる、③家族内所得移転により租税回避の道を開く⁽⁷⁾、といった現状よりもはるかに深刻な問題が生じるとの理由から、この提案は却下された。

いま一つ有望な案として検討されたのが「法人所得の二重課税（クラシカル方式）」である。つまり、現行の二重課税調整法であるインピュテーション方式およびRISK方式の廃止である。これは、株式関連所得に対する二重課税を放置して、例えば配当にかかる実効税率（法人税と個人

所得税を合わせたもの）を勤労所得に対する限界税率に接近させれば、それだけ勤労所得から配当への所得転換の誘因は弱まるとの期待から議論された。しかしながら、この提案も、異なる投資・貯蓄間での中立性を維持できない（株式所得よりも利子所得を有利にする）ことに加え、国際的な資本市場からの資金調達が困難である国内中小法人への投資を阻害する可能性⁽⁸⁾が危惧され、結局採用には至らなかった。

三、シェアホルダー・モデルについて

Skauge 報告の中でも特に独創的な提案が、先に言及した、法人企業を対象とするスプリット・モデルに代わる「シェアホルダー・モデル」の創設である。前述のようにこのモデルが提案された

のも、現行の二元的所得税制の下で能動的オーナーによる租税回避の問題がきわめて重大であると認識されたからに他ならない。このモデルの特長を一言で言えば、能動的オーナーによる所得転換を防止しながら、他方で法人投資に関する中立性を達成することである。以下、この制度の具体的な仕組みとその得失について検討しよう。⁹⁾

(1) 基本的仕組み

報告が提案するシェアホルダー・モデルとは、個人が得る配当やキャピタル・ゲインといった株式からの収益のうち市場収益率（または安全資産収益率； opportunity rate of return）を超える部分（エクイティ・プレミアム）に対して付加課税を行うというものである。これは、通常の配当や株式キャピタル・ゲインには現行の二八%の資本所得税率が課せられるが、それに加えて、エク

イティ・プレミアムにのみさらに二八%の税率が課せられることを意味している。その結果、そうしたプレミアム部分に対する実効税率は、現行の二八%から四八・一六%（ $= 0.28 + 0.28 \times (1 - 0.28)$ ）に上昇する。

より実際的には、次のような仕組みによって執行される。①株式所得から控除される市場利子率の部分（帰属収益）は「機会費用控除（opportunity cost allowance；以下OCA）」と呼ばれ、配当やキャピタル・ゲインからこのOCAを控除した額が追加課税の対象になる。②OCAは期首の株式の基準価格（step-up basis；以下SUB）に課税後の市場利子率（五年物国債利子率）を掛けて算出される。③SUBは株式の取得価格に当該株式にかかる未使用のOCAを加えたものとなる。

例えば、期首に一株一〇万円の株式を購入した

として、期末に三、〇〇〇円の配当を受けたとする。このとき、市場利子率が5%で利子税率が二〇%とすると、取得価格(=SUB)一〇万円に税引き利子率四%を掛けた四、〇〇〇円がOCAとなる。そして期末の配当(三、〇〇〇円)はこのOCAの額(四、〇〇〇円)を下回るために非課税となり、使用されなかったOCA(一、〇〇〇円)は、取得価格に加えられ、合計一〇万一、〇〇〇円が来期の基準価格となる。このようにして、仮にある年の株式所得がOCAに満たなかった場合でも、その不足分である未使用のOCAは当該株式の取得価格に加算され来期のSUBを構成することになる。

(2) シェアホルダー・モデルの中立性

では、何故にシェアホルダー・モデルは小規模法人企業による租税回避の問題を軽減すると期待

されるのだろうか。それは、こうしたエクイティ・プレミアムに対する追加課税により、企業経営者(とりわけスプリット・モデルが適用される能動的オーナーの規定を免れた経営者)がその事業所得を自らに資本所得(配当、キャピタル・ゲイン)として分配することのメリットが大きく減殺されるからである。すなわち、このとき自社の保有資産に市場利子率を掛けた部分までの配当については従来どおりの扱いであるが、勤労所得にかかる高い税率を避ける目的でそれを超える多額の配当を自らに分配した場合、その超過部分に対して従来より重い税負担が課せられることで、そのような所得転換の誘因が低下すると予想されるからである。

しかしながら、報告によると、シェアホルダー・モデルは、このように本来的に株式所得に対する増税という性格を有しているにも関わらず、原

図表 6

< 第 1 期 >	
① 法人への投資	1,000
② 法人税引き利潤 (5%×①)	50
③ 配当	30
④ 留保利潤 (②-③)	20
⑤ OCA (5%×①)	50
⑥ 未使用 OCA (⑤-③)	20
< 第 2 期 >	
⑦ 株式の SUB (①+⑥)	1,020
⑧ 法人税引き利潤 (5%×(①+④))	51
⑨ OCA (5%×⑦)	51
—シナリオ A : 第 2 期末に株式を売却したケース	
⑩ 第 2 期末における株式売却価額 (①+④+⑧)	1,071
⑪ 第 2 期首における SUB (=⑦)	1,020
⑫ 第 2 期の OCA (=⑨)	51
⑬ 課税キャピタル・ゲイン (⑩-⑪-⑫)	0
—シナリオ B : 第 2 期末に全ての利潤が分配されたケース	
⑭ 第 2 期末の配当 (④+⑧)	71
⑮ OCA 合計額 (⑥+⑨)	71
⑯ 課税配当	0

(出所) Sørensen (2003), pp.11-12.

則として企業活動や投資家行動に対して中立的であるという。Skauge 委員会がこのモデルを推奨するもう一つの重要な理由が、そうした様々な意味での課税の中立性の確保にある。

この点を簡単な数値例によって確認しよう。この例では、ある個人が第一期首に法人企業に投資して、その第一期末に配当を受け取り、第二期末にも配当もしくは株式のキャピタル・ゲインを得ると仮定している。株式投資からの課税後収益率は、法人投資からの課税後収益率に等しく5%とし、このとき法人企業によって、個人段階の課税がない場合に辛うじて実行可能な実物投資が行われると想定している⁽¹⁰⁾。各期における株主と法人企業の取引状況は図表 6 に示される。

始めにある個人が第一期首に一、〇〇〇の株式投資を行う。企業はこの一、〇〇〇を原資に実物投資を行い、その結果、法人税引きで五〇の利潤

を得る。企業はこの五〇のうち三〇を株主に配当し、残りの二〇を内部留保に充てる。このとき、当該株主に与えられる非課税のOCAは株式の取得価額一、〇〇〇に五％を掛けた五〇となる。ここで受け取った配当額(三〇)はOCAに満たないため、今期に課税されず、当該未使用のOCA(二〇)は株式の取得価額に加算され第二期のSUBとなる。さらに、第二期にこの企業は再び株式資本と留保を合わせた一、〇二〇を資金として投資活動を行うことにより五一の法人税引き利潤を得る。第二期に株主に与えられるOCAは当期の株式のSUB(一、〇二〇)に五％を乗じた五一ということになる。

そこで、まずシナリオAにおいて第二期末に保有株式が売却されるが、そのときの売却価額は一、〇七一となる。これは、売却時の株価が、株主に分配されない企業利潤の価値だけ上昇すると

仮定されているからである(1,071=1,000+20+51)。したがって、株式のSUBが一、〇二〇、第二期のOCAが五一なので、売却価額からそれらの合計を引いた額が課税キャピタル・ゲインとなる。

一方、シナリオBは、全ての利潤が配当として分配された場合を示している。すなわち、第一期の留保二〇と第二期の法人利潤五一の合計七一が配当され、そのとき株主が利用可能なOCAは第一期における未使用の二〇と第一期に与えられた五一の合計七一となる。

以上の数値例から、結局、株主にもたらされる収益の形態が配当かキャピタル・ゲインかに関わらず、二つのシナリオともに課税所得が〇となっているのがわかる。これは、個人課税がない状況の下で限界的に実行可能な法人投資が、個人課税が導入された状況でも変わらずに実行可能である

ことを意味している。要するに、シェアホルダー・モデルに基づく課税は、法人の資本コスト（限界的な投資が確保しなければならぬ最低限の収益率）に不利な影響を与えないため、法人投資の水準に対して中立的となるのである。このような結果がもたらされるのも、株式の基準価格の引き上げ（SUB）が、限界的な法人投資を個人段階の課税から防ぐ役割を果たしているからである。

また、このシステムでは、SUBを通じて当期に使用されなかったOCAは帰属収益率に等しい利子（図表6の例で、未使用のOCA（二〇）にその5%の利子一）が加算されて来期に繰り越される。そこで留保利潤を原資として市場利子率に等しい収益率をもたらず法人投資も、この繰越しの仕組みによつて個人課税を免れることが可能となる。したがつて、帰属収益率に相当する法人投資所得はその原資が新株発行か内部留保かに関係

なく非課税となり、このモデルは資金調達の選択（新株か留保か）に関する中立性をも実現することになる。

さらに、シェアホルダー・モデルでは、株式キャピタル・ゲインが実現時まで課税されないにも関わらず、株式をいつ実現するか、すなわちその実現タイミングに関しても中立的となる。この点も図表7の数値例で説明される。仮定として、まず第〇期末において個人はその基準価格（一、〇〇〇）を上回る価格（二、〇〇〇）の株式を保有している。これはそれまでにこの株式に相当なキャピタル・ゲインが発生したことを表している。ここで株主は第一期末までにキャピタル・ゲインの実現を延期するか（シナリオA）、それとも即座に株式を売却してその収入を他の金融資産に投資するか（シナリオB）、いずれか選択することができる。いずれのシナリオも個人課税前で

図表 7

＜ 第 0 期末の投資家の状態 ＞	
① 株式の SUB	1,000
② 株式の市場価格	2,000
— シナリオ A : 第 1 期末まで株式を保有するケース	
③ 第 1 期末における株式売却価額 (105%×②)	2,100
④ 第 1 期における OCA (5%×①)	50
⑤ 第 1 期末における課税キャピタル・ゲイン (③-①-④)	1,050
⑥ キャピタル・ゲイン税額 (28%×⑤)	294
⑦ 第 1 期末における保有資産額 (③-⑥)	1,806
— シナリオ B : 第 0 期末に株式を売却し、その収入で 他の金融資産に投資したケース	
⑧ 第 0 期末における株式売却収入 (=②)	2,000
⑨ 第 0 期末における課税キャピタル・ゲイン (⑧-①)	1,000
⑩ 第 0 期末におけるキャピタル・ゲイン税額 (28%×⑨)	280
⑪ 第 1 期首における債券投資可能額 (⑧-⑩)	1,720
⑫ 第 1 期末における保有資産額 (105%×⑪)	1,806

(出所) Sørensen (2003), p.13.

5%の収益率が得られると仮定している。したがって、キャピタル・ゲインに対する個人課税がない状況の下では、この個人にとって株式を今期売却するか、来期売却するかは無差別なはずである。

そのような想定の下でシェアホルダー・モデルが導入されたケースを考えよう。まず、株式を保有し続けるシナリオAのケースでは、第一期末における株式の売却価額が二、一〇〇となる。これは、今期においても5%の法人税引き収益がもたらされるからである(2,000×105%)。また、このとき利用可能なOCAは五〇(=第一期首のSUB×5%)なので、課税キャピタル・ゲインは売却価額からSUBとOCAを差し引いた1050(=2,100-1,000-50)となり、キャピタル・ゲイン税額は294(=1,050×28%)となる。したがって、シナリオAでの最終的な保有資産額は

1,806 (=2,100-294) となる。

同様に、即座に株式を売却して、その収入を他の金融資産に投資するシナリオBのケースでは、課税キャピタル・ゲインが1,000 (=2,000-1,000) となるため、税引き後で1,720 (=2,000-1,000×28%) の売却収入を得る。そして第一期首にこれを債券に投資することで、期末には、支払われた八六の利子所得と合わせて一、八〇六の資産額となる。

以上の数値例から、この場合も、たとえ個人段階でシェアホルダー・モデルが導入されたとしても、投資家は依然として二つのシナリオにおいて等しい経済状態に置かれることがわかる。つまり、この税制はキャピタル・ゲインの実現タイミングに関する投資家の意思決定を歪めないということである。OCAが市場利子率で将来に繰り越されることから、発生したキャピタル・ゲインが

市場利子率の範囲内では非課税となるため、必ずしも実現時課税の下での納税延期による利益¹¹⁾は生じないからである。仮にシナリオAにおいて五〇のOCA控除がなかったならば、キャピタル・ゲイン税額は308 (=100×28%) となり、シナリオBのケースよりも多くの税(現在価値で見ても)を支払うことになる。このように見てくれば、上述したシェアホルダー・モデルにおけるいくつかの意味での中立性の達成には、市場利子率に相当する部分(OCA)の控除とその繰越しが決定的な要素となることが理解されるだろう。

(3) シェアホルダー・モデルの問題点

しかしながら、こうして小規模法人課税問題の解決策として期待されるシェアホルダー・モデルにも、主にこれまでとは異なった中立性の観点からいくつかの問題点が指摘されている。

① O C A を利用した租税回避

このモデルの下で投資に関する中立性を最大限確保するには、前述のような市場利子率を超えるプレミアム部分に課税するとともに、それに満たない収益部分については完全な控除を認めるといった措置が肝要となる。ところが、そうした場合、例えば低収益の株式からの O C A を意図的に高収益の株式からの所得（あるいは他の通常所得）から相殺して、租税節約を図ることが可能となる。そこで Skauge 報告はそのような税の節約による課税ベースの浸食を阻止するために、この制度に二つの制限を設けるべきとしている。一つは、株式 A の O C A を別の株式 B からの所得から控除できるのは、株式 A を売却してキャピタル・ゲイン（ロス）を実現した場合のみとすること。もう一つは、株式 A の売却でロスを実現した場合で、もしこのロスを同じ年の株式所得全体から相

殺しきれなかったときは、その不足分のうち O C A に相当する部分については他の通常所得（利子所得や勤労所得など）からの相殺を不可とすること¹²⁾である。ただし、いずれの場合も、当該未使用の O C A は市場利子率による無期限の繰越しが許されなければならないとしている。

② 借入れとの課税上の格差

シェアホルダー・モデルが結局のところ株式所得への追加課税である以上、通常所得として一回しか課税されない利子所得との間で課税上の格差が生じるのは避けられない。言つまでもなく、それはエクイティよりも借入れを優遇することに他ならない。Skauge 報告は、このような課税上の格差が、法人企業に借入れを促進させ、もつぱら利子として企業所得を分配させる誘因をもたらすと指摘している。とりわけ劣後債はその性格が株式に近く、支払われる利子には相応のリスク・プ

レミアムが含まれていると考えられる。そのとき、株主からの借入れに対して市場収益率を超える利子を支払うことによつて株主段階での追加課税を免れることが可能になる。これらの点が懸念され、報告では、法人企業の個人からの負債にかかる利子で、おおよそ市場利子率の水準を超える部分も、シェアホルダー・モデルと同様な付加課税の対象にする必要があると述べられている。

③ 企業組織形態の選択への歪み

報告は、理論的にリスクと借入れ制約がない世界において、法人企業の能動的オーナーと自営業者との間で両者の勤労所得に対する実効税率が等しい限り、シェアホルダー・モデルは企業形態の選択（法人か非法人か）に中立的であると論じている。しかし、一旦リスクの存在を考慮すると、自営業者は所得平均化の手段を持たないので、勤労所得に対する累進課税の下で、法人にシェア

ホルダー・モデル、自営業者に現行のスプリット・モデルをそれぞれ適用することは後者を不利に扱うことになるとしている。

というのは、スプリット・モデルが適用される自営業者の場合、年毎の事業所得が大きく変動すると、ある年の所得が大きい時は自動的に勤労所得も大きく算定され（保有資産額が一定の場合）、それに対し高い累進税率が適用されるからである。それに対して、法人企業の場合、ある年の法人所得が大きい時は自らへの配当支払いの増加によつて勤労所得を減らすといった「勤労所得の平均化」がいくらか可能なので、たとえシェアホルダー・モデルによる追加的負担を考慮しても、勤労所得に適用される高い累進税率を回避するメリットの方が大きく、長期的に総税負担額を低く抑えることが可能になるのである。

こうした理由から、報告は、より長期的な改革

として、自営業者に対しても、現行のスプリット・モデルを廃止して、シェアホルダー・モデルに近似した新たな制度を導入することを勧告している。

④ 執行コストの増大

シェアホルダー・モデルを円滑に機能させるためには、もちろん税務当局が個人投資家ごとの株式の取得価格とOCAを完全に把握しておく必要がある。そのため、このモデルにはそういった個人保有株式に関する情報を厳格に管理するための「株式登録システム」が不可欠な制度的条件となり、徴税側のコストだけでなく、金融機関や事業法人のシステム対応にかかる税務コストの増大も予想される。

むすび

以上、本稿で見てきたように、今回ノルウェー

税制の改革案を提言したSkauge報告は、シェアホルダー・モデルの提案に象徴されるように、一九九二年改革の理念を継承しながら、現行税制に内在する歪みを除去すべく、さらなる課税の中立性を追求したきわめて純粋な試みであると評価できるだろう。EU非加盟国であるノルウェーでは、加盟国に比較して「域内共通税制の構築」という国際的な制約が緩いこと、またその複雑さにも関わらず理論的に高く評価されるRISK制度を依然として存続していることも動案すれば、この国で再びシェアホルダー・モデルのような非常に理論的な税制が採用される可能性は十分考えられる。このモデルが、勤労所得に対する最高税率の引き下げなどとは違って、所得分配の悪化に直結しにくい（負担が株式所得の多い比較的富裕者にかかる）点もその政治的な実現可能性を高める要素と言える。

今後は、政府がこのSkauge報告に対する関係業界からのコメントと財務省の見解をもとに作成した白書を今秋の会期中に国会に提出することになっており、報告の提案をめぐる本格的な議論はそれ以降のこととなる。

しかし、本稿で紹介したSkauge報告におけるほとんどの改革案に対しては、既に国会議員の多くが反対を表明しており、現時点ではこうした提案がそのまま現実の改革につながる可能性は低いと考えられる。典型的な反対意見としては、勤労所得に対する最高税率引き下げは金持ち優遇であり、シェアホルダー・モデルも複雑すぎてコストがかかるうえ、帰属家賃課税の強化など論外である、といったものである。そうしたなか唯一賛成意見が多かったのが純資産税の廃止案についてであり、その理由には税制の簡素化だけでなく資本逃避の防止や株式市場の活性化もあげられる。

ボンデヴィーク政権は現時点でこの報告提案に対する正式な態度を表明していないものの、一方で、当面の税制改正案として帰属家賃課税の廃止（住宅課税の引き下げ）を打ち出していることから、少なくともこの点でSkauge報告の見解とは対立すると見られる。

このような周囲の反対意見に接して、同税制委員会を代表するSkauge氏は次のような趣旨のコメントをしているので、最後に紹介しておく。「多くの政治家が住宅課税の増税を忌避することは十分予想されたが、この提案に対して思ったより経済学者の支持が得られなかったのは残念である。またシェアホルダー・モデルについては、確かに産業界からも複雑すぎるとの批判を受けた。しかし、そうした反応は私がおよそ一〇年前に株式キャピタル・ゲインの二重課税調整措置（RISK方式）を提言したときと同様である。

RISK方式は当初の強い反対にも関わらずその後証券市場においてよく機能しており、現在これを廃止すべきとの声はあまり聞かれない。」⁽¹³⁾

(追記)

本稿執筆の契機となった、ノルウェー財務省および金融業協会等への調査出張に際して、在ノルウェー日本大使館の三澤恵子氏(当時、現経済産業省商務情報政策局)、栗田豊滋氏、Claes Lykke Ragner 氏には大変お世話になりました。記して感謝申し上げます。

(注)

- (1) ノルウェーのインピュテーション及びRISK制度の概要とその問題点については、拙稿(二〇〇一)を参照。
- (2) Skauge 報告による議論と多少重複するが、ノルウェーにおける三元的所得税の経済効果とその問題点については、拙稿(二〇〇二)を参照。
- (3) ノルウェーでは、帰属家賃も通常所得(資本所得)として所得課税の対象になる。ここでいう「帰属家賃」とは、貸家と同様に持ち家についても住宅サービスが消費されるものと想定して、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。租税理論上、住宅ローンの利子控除を認める以上、帰属家賃にも課税しなければならないとされる。もしそうした帰属家賃を非課税にすると、持ち家居住者が借家居住者に比べて課税上優遇されるといふ不公平が生じる。
- (4) 市町村税としての不動産税の税率は、居住する市町村によつて異なる(おおよそ〇・二%〜〇・七%)。また、都市部から遠隔の地方ではこの税を個人に課さない市町村も多い。
- (5) これは高い税率がかかる配当よりも留保利潤を増やして、個人にはキャピタル・ゲインという形態で利益を分配する方が税負担を低く抑えられるからである。確かにキャピタル・ゲインを実現すれば高い所得税率が適用されるが、現せずには株式を保有し続ける限り個人課税はかからない。したがって、ここでいう法人段階での留保利潤の凍結は、投資家段階での株式の凍結と表裏一体にあると言つてよい。
- (6) すなわち、負債利子が累進課税の下で高い税率から控除可能なのに対して、例えば借入れに基づいた投資所得を、実現しない限り課税されないキャピタル・ゲインとして受け取ることによつて税負担の軽減が可能になることである。もちろん、こうした租税裁定も収益発生キャピタル・ゲインで低い法人税率のみかかると経費(支払利子で高い税率から控除可能)に対する非対称的な取り扱いに起因する。
- (7) 例えば、夫婦合算課税を前提としても、株式を子や親などで分散して保有することによつて、配当やキャピタル・

ゲインに対する高い累進税率の適用を回避できる。

(8) 国際資本市場で取引される株式を発行する上場企業については、その限界的投資家がほとんど外国人であり、そうした非居住者にはノルウェーの個人税制が適用されないことから、クラシカル方式は少なくとも国内大企業の資本コストを高める可能性は低い。それに対して、国内中小法人の限界的投資家は通常国内居住者であるため、法人所得の二重課税はそつした未上場企業にとって無視できない負担となる。

(9) 以下の記述の多くは Sørensen (2003) に依拠している。なお、Sørensen 氏 (コペンハーゲン大学教授) は今回の Skauge 委員会メンバーの一人である。

(10) 留保される利潤が株主の OCA を超えない限り、個人段階のキャピタル・ゲインや配当は非課税なので、理論的に株価に対する税の資本化効果はありえない。したがって、ここでは留保利潤一円の増加が、当該企業の株価を一円高めること仮定されている。

(11) キャピタル・ゲインは本来発生時に課税されなければならないが、通常、実現時まで課税が延期されることから、その分納税者は利益を得ていることになる。それは、納税者に対してキャピタル・ゲインの発生から実現までに政府から無利子の貸付が行われることに等しい。

(12) ノルウェーでは、基本税率の対象となる範囲内でキャピ

タル・ロスや負債利子を通常所得 (その中に勤労所得も含まれる) から控除することが認められている。

(13) これは二〇〇三年八月二十五日におけるノルウェー金融業協会でのわれわれのインタビューに対する氏の回答内容である。

〈参考文献〉

- Ministry of Finance (2003), *Norway Daily*, No.23.
 Ministry of Finance (2003), "Tax Committee Recommendations", *Press release*, No.12.
 NOU (2003), *Skattemalget Forslag til endringer i skattesystemet*.
 Sørensen, P.B. (2003), "Neutral Taxation of Shareholder Income: A Norwegian Tax Reform Proposal", *Economic Policy Research Unit Paper*.
<http://www.econ.ku.dk/epnu/>
 拙稿 (二〇〇一)「法人源泉所得に対する二重課税調整—ノルウェーの事例を中心に—」『証券レビュー』第四一巻、第四号。
 拙稿 (二〇〇一)「ノルウェー二元的所得税の実際」『証券レビュー』第四一巻、第四号。

(S. 61) ひらやま・当研究所主任研究員)